

公益財団法人岡崎市学校給食協会退職慰労金規程

平成 25 年 3 月 12 日制定

平成 27 年 3 月 11 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会（以下「協会」という。）役員
の退職慰労金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「役員」とは、理事長その他協会の経営及び管理を行う者で、
職員以外の者をいう。

2 この規程において「職員」とは、公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則（以
下「就業規則」という。）の適用を受ける者をいう。

3 この規程において「退任」とは、任期満了、辞任、解任又は死亡により最終的に役
員の地位を離れることをいう。

4 この規程において、退職慰労金を支給する役員は常勤勤務の者及び評議員会が承認
した者とする。

(退職慰労金の支給)

第 3 条 役員が退任した場合には、当該役員の退任をした者（死亡による退任の場合は
その遺族。以下「退任役員」という。）に対して退職慰労金を支給することができる。
ただし、他の組織又は機関から派遣される者で当該組織又は機関の身分を保有したま
ま役員となった者その他これを支給することが適当でないと認められる者については、
この限りでない。

(評議員会への付議)

第 4 条 役員が退任した場合において、理事会は、退任役員に退職慰労金を支給しよう
とするときは、その退任をした日後の最も早い評議員会において、その者に係る退職
慰労金の支給に関する議案を付議し、評議員会の承認を得なければならない。ただし、
第 3 項の規定により理事会に一任された場合は、この限りでない。

2 前項の承認があったときは、理事会は、退職慰労金の額を決定しなければならない。

3 退職慰労金の支給に関する議案は、この規程の基準により支給することを条件とし
て、退任役員に支給すべき退職慰労金について、理事会に一任するよう評議員会に付
議することができる。

(算出方法)

第 5 条 退任役員に対する退職慰労金の額は、退任の日におけるその者の報酬月額に、
役員として引き続いた在任期間の年数を乗じて得た額に、業績に応じて、それぞれ次

に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 理事長 100分の200以内
- (2) 副理事長及び常務理事 100分の150以内
- (3) 理事 100分の100以内
- (4) 監事 100分の100以内

(在任期間の計算)

第6条 在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在任期間が6箇月以上1年未満（傷病又は死亡による場合は、1年未満）の場合には、これを1年とする。

2 役員が退任をした場合において、その者が退任の日又はその翌日に再び役員（役位の異なる役員を含む。）となったときは、第5条の規定による在任期間の計算については、引き続いて在任したものとみなす。

3 他の組織又は機関から派遣される者が、当該組織又は機関の身分を保有したまま役員となった場合においては、その者の役員としての在任期間はなかったものとみなす。

(退職慰労金の減額等)

第7条 協会の名誉を毀損し、又は協会に著しい損害等を与えたため役員が退任をしたときは、第5条の規定にかかわらず、評議員会の承認（第4条第3項の規定による場合は理事会の決定）を得て、その者の退職慰労金を減じ、又は支給しないことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第3条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、義父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、義父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職慰労金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端

数は、これを切り捨てるものとする。

(支払時期及び方法)

第10条 退職慰労金の支給時期及び支給方法については、就業規則に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(役員となった者の退職金)

2 職員から役員になった者の職員であったときの不払分の退職金について、平成25年3月31日以前の法人格のない岡崎市学校給食協会就業規則の規定に基づいた算定により、支給することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

